

鹿部町建設工事最低制限価格制度実施要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、町が一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）により建設工事の請負契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行の確保及びダンピング受注の防止を目的として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設けることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 最低制限価格を設ける建設工事（以下「対象工事」という。）は、予定価格が130万円を超える工事とする。

（最低制限価格の設定）

第3条 最低制限価格は、対象工事の予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）算出の基礎となった次の各号に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合計額とする。ただし、その額が当該予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、当該予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- （1） 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- （2） 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- （3） 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- （4） 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認められるときは、最低制限価格を対象工事の予定価格に10分の7.5を乗じて得た額から10分の9.2を乗じて得た額までの範囲内で定めることができる。

（最低制限価格の記載）

第4条 対象工事に係る最低制限価格を設定したときは、当該最低制限価格を予定価格調書に記載するものとする。

（入札参加者への周知）

第5条 この要領の規定により最低制限価格を設けるときは、一般競争入札の公告及び指名競争入札の通知等、適宜の方法により次の各号に掲げる事項について周知するものとする。

- （1） 最低制限価格を設定していること。
- （2） 最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低価格の入札者であっても落札者とならな

いこと。

(その他)

第6条 この要領の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前に一般競争入札の公告及び指名競争入札の通知等したものについては、なお従前の例による。